

(答弁書第百七号) 昭和二十二年十一月六日配付

内閣参甲第一一九号

昭和二十二年十一月四日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出ソラ工品に対する報償肥料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員池田慎雄君提出ワラ工芸品に対する報償肥料に関する質問に対する答弁書

第一

(1) 藥工品の統制機構

從來薬工品の統制は薬工品配給統制規則(農林省令)により薬工品の集荷は全國農業会の出荷指図により原則として市町村農業会を通じ都府縣農業会をして集荷せしめ、これを全國農業会に出荷し、

配給は全國農業会内に、全國農業会、府縣集荷機関代表者又はその團体、都府縣配給機関代表者、學識經驗者等を以て組織する中央薬工品需給協議会を設置し、全國農業会の樹立する配給計画を審議し、その決定に基き全國農業会から直接配給(肥料塩、農機具、油脂用、農業会自己消費用、北海道向)する分と、都府縣薬工品配給協同組合を通じて配給する分とに区分して配給を実施して來たのであるが九月二十日附を以て内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規定に従い、臨時物資調整法に基き農林省令農產品配給規則が公布され十二月一日より施行されることとなつた。その要旨とするところは

一、規則の対象品目

(一) 薫工品(故薰工品を除く。)——稻薰を主要原料とする硃(地薺を含む)、薺(薺代用ともを含み皆川薺を除く。)、荷造繩及び堅繩(みご繩を除く。)

(二) 蘭製品(故蘭製品を除く。)——蘭、七島蘭又は太蘭を主要原料とする巖表、薄縁莫蘚、上敷莫蘚、莫蘚長物及び間物、着莫蘚生地並びに花庭。

(三) 除虫菊乾花

二、集荷配給方法の大要

1 集荷は登録を受けた卸賣業者が行う。

2 一定規模以下の農家の自家消費の場合等を除き、生産者は原則として、生産品の全量を登録を

受けた卸賣業者に譲り渡さなければならない。

3 農林省は都道府縣が卸賣業者よりの報告に基いてなす出荷見込数量報告により都道府縣別に配

給割当及び出荷割当を行う。

4 都道府縣及び市町村は右に基き需要者別配給割当を行い配給券を需要者に交付する。

5 需要者は配給券の予約券の部分により登録を受けた小賣業者に購入申込をなす。現品の存する場合には本券も共に渡して現品購入することは差支えない。

6 都道府縣は小賣業者に対し、その集めた配給券の予約券の数量に応じて購入割当証明書を発給し、小賣業者はそれを以て卸賣業者より購入する。

7 販賣業者の登録は六ヶ月毎に更新し、小賣と卸賣の兼業は認めない。

(2) 薫工品の需給計画並に集荷配給の実情

薫工品就中、吠、薤及繩は種々の原因により累年減産の一途を辿りつつあつたが、特に昭和二十一
年年度の生産は、(一)二十年産米の不作による原料稻藁の減收、(二)肥料、燃料、飼料、疊床等
による稻藁の需要量の増加、(三)稻藁價格の高騰、(四)薰工品價格の割安、(五)敗戦に因る生産意

惱の減退等の原因により統制機關たる全國農業会の出荷指図数量一五、六二〇千点に対し出荷実績は僅に四八、三七六千点(達成率一二%)と云う著しい減産を示したが、昭和二十二年農工品年度に入り(一)増産競技会の開催 (二)生産者販賣代金の現金拂 (三)化学肥料の特配 (四)その他生産意慾の昂揚等各種の増産対策と生産者の奮起により生産は順次好轉し、二十一年十一月—二十二年九月の出荷実績は一五五、四五四千点に達し、昨年同期の三・五倍に達しているのであるがなお本年度出荷指図数量(二四九、三七二千点)の六二%を達成しているにすぎず本年度の需要三七七、七七〇千点を充足する爲には今後一層の増産と消費規正を図らなければならぬ実情にある。

特に本第三、四半期は農工品の端境期であり、本期に於ける増産量を相當見込んでも配給割当可能量は第一、四半期以前の割当の未積返分を差引くと僅に

畠において

六、〇〇〇千枚

蓮において

九四八千枚

荷造繩において

四、〇四三千貫

堅繩において

一、〇〇二千貫

計一一、九九三千枚貫に過ぎず、之に対して

本期需要見込量は供給見込割合

呴 三一、六四三千枚

一八・三%

蓮 二二、三三四

四・四

荷造繩 三〇、九九五千貫

一三・〇

堅繩 二二、三一〇〇

四三・六

計 八六、二七二千枚貫

一三・九

であつて需給状況は極度に逼迫している。

尙第二、四半期までは肥料用、塗、進駐軍納入物資用等の重要な用途に対し、概して順調に配給しえたが、麦肥用呴、塩用呴が特に逼迫する虞があるので、これらの呴につき九月以降十二月迄の間にあいて肥料特配量の増量を行い緊急増産を強行している。

以上のような逼迫せる需給状況下において十一月一日より昭和二十三年藁工品年度が開始されるのであるが藁工品の需要は益々増加の傾向にあり、地方廳よりの調査が未報告の分があるため集計できないが全國農業会の調査によると四一〇、八九七千枚貫に達しているのであるが関東、東北地区の水害その他事情を考慮し各府縣と打合せの結果、藁工品の最低需要量を確保するため二四六、五三七千枚貫の最低出荷量を決定し、次官通牒を以て各都道府縣知事宛割当し右数量以上の生産と出荷の確保方通牒した。

第二 報 償

(1) 藉工品に対する報償制度

(イ) 稲藁中の肥効成分を補給還元することによつて藁工品用原料藁の確保に資するため、藁工品の出荷数量に應じ肥料を配給しその実績は(昭和二十一年十一月より昭和二十二年八月)約二〇、〇〇

○戻である。

(ロ) 薫工品生産者の生産意慾の昂揚施設として製作競技会を開催せしめ、その賞品用として纖維製品、地下足袋、ゴム長靴を特配した。

本年度特配量

纖維製品

八、五一九反

地下足袋

四、〇〇〇足

ゴム長靴

二、〇〇〇足

(2)

薫工品生産用肥料配給方法

肥料の配給対象は薫工品の統制機関である全國農業会が收買した薫工品の供出者を原則とするも農家に非らざる製繩工場等の出荷品に対しては肥料配給の趣旨に鑑み製繩工場生産者より原料薫供給者名及供給数量を製繩工場所在地町村農業会に報告せしめ、肥料の現物は製繩工場に配給せずして当該町村農業会より原料薫供給者に直接配給するよう指導しているが斯くては原料薫の確保上遺憾の点

があるので、製繩工場の原料藁(購入原料藁)に対する肥料の配給方法を改善すべく目下考究中である。

なち非農家である藁工品の生産者が受配肥料を横流しする噂があるので地方廳に對し指導取締方を

再三通達している。

(3) 藂工品生産者戸数及び生産数量等

昭和二十年(農林省統計書による)

製造戸数 一、一九六、八八七戸

販賣数量

畠 三七、二三八、六〇九枚

蓮 三三、一四五、八三五枚

繩 五一、五〇七、二二五貫

俵

三、三九七、一二六枚

草履表 一一、一〇九、三二三足

であるが農家生産と非農家生産との区別については、最近の調査資料がないので不明である。

なお報償物資の配給については地方廳をして直接指導せしめてるので農林省に於ては実数は不明である。

参考資料

(一) 昭和十六年—昭和二十二年(自一一、一九至二二、一九)出荷実績

年 度 出 荷 実 繢 比 率

昭和十六年度 三七三、一七〇千点 一〇〇

十七年度 三〇三、五二九% 八一

十八年度 二八一、三一四% 七八

十九年度 一八四、六一九

四九

二十年度 一二九、四一四

三一

二十一年度 四八、三七七

三一

二十二年度 一五五、四五四

四二

(1) 昭和二十二年度需給狀況

	需 要 量 (A)	出荷割当量(B)	出荷実績(C)	前 期 對 比 年		
				C/B	B/A	C/A
呪	一五〇,〇〇〇千枚	八八、九七〇千枚	六〇,六五三千枚	三一、一—三九	六六%	三三%
薤	一〇〇,〇〇〇千枚	八一、三一〇千枚	四〇,四〇〇千枚	二七、九	七一%	四三%
荷造繩	一五〇,〇〇〇千枚	八八、四〇〇千枚	四一、三三〇千枚	二〇、〇	七〇%	三三%
堅繩	一〇〇,〇〇〇千枚	八六、一二〇千枚	三〇,〇〇〇千枚	一七、九	六一%	三三%
計	四九、六七〇千枚實	一五五、四五四千枚實	三四九、六六〇千枚實	一四九、六一九	一六一、一四一	一三一、一四一

(三) 昭和二十二年度需給計畫

	需 要 量 (A)	出荷割当量 (B)	$\frac{B}{A}$
吸 蓬	一六七、六四九千枚	九六、九二七千枚	五八%
荷 造 繩	一三三、三二八千貫	七八、八二〇千貫	五九%
堅 繩	一六、七八〇	一〇、六六〇	六四%
計	四一〇、八九七千枚貫	二四六、五三七千枚貫	六〇%